

平成 22 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 22 年 11 月 11 日（木） 10 時 00 分～12 時 30 分

場 所：中央合同庁舎第 7 号館共用会議室 - 1（903）

出席委員：阿南委員、指宿委員、宇野委員、奥委員、奥村委員、乙間委員、岡山委員、辰巳委員、奈良委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、安井委員（座長）

欠席委員：酒井委員

（五十音順、敬称略）

1. 分科会における検討結果について

印刷分科会について

- ・ 騒音防止のため、窓、ドアの開放を禁止するという項目があるが、製本工程において VOC は発生しないのか。閉めることによって労働環境が悪くなる懸念はないのか。
 - ⇒ 一部のり等に VOC が含まれる場合があるが、製本工程では VOC はほとんど出ないと考える。工場が住宅地域や市街地にある場合が多いため、騒音・振動に配慮していただきたいということで基準にしている。（事務局）
- ・ 紙やインク、さらに製本など印刷の工程ごとの環境配慮項目があり、スコープが多岐にわたっているが、どのように切り分けて考えたらよいか。
 - ⇒ 役務の基準は、使用される物品とその事業者の取組の組合せになる。特に印刷は過程が非常に複雑であり、環境配慮するポイントが多いため、このような複合的な基準になっている。（環境省）
- ・ 「印刷」の定義が「印刷物」の定義となっている。役務の範疇は、製版から製本加工までを含んでいる。印刷役務としての定義を明記すべきではないか。
 - ⇒ 定義の書き方については検討させて頂きたい。（事務局）
- ・ 役務を重視しているというメッセージがどこかで読めるようにしていただきたい。グリーン調達の必要性が問われていることに対し、明確に答える必要があるのではないか。
 - ⇒ 数年前の特定調達品目検討会において、役務の積極的な導入について検討がなされ、今回「自動販売機設置」が追加されると 16 品目になり徐々に拡充してきている。役務分野の重要性については、基準本体には盛り込みにくいため、全体の総論として、前文に記載させていただいている。（環境省）
- ・ 全体の捉え方だけでなく、今年度の変化を明確にさせていただくと動きが見えてきて良い。
 - ⇒ 今後、各省庁向けに変更点を説明する資料を作成していく際に、わかるように記載したいと考える。（環境省）

プロジェクト分科会について

- ・ 特に「プロジェクト」と「自動販売機設置」について、希少金属類の使用をできるだけ抑制しているという項目を配慮事項に入れて頂きたい。
 - ⇒ 時流としては、追加しても良いという気はする。今から対応できるか。
 - ⇒ どの様に対応可能か検討したい。（環境省）
- ・ プロジェクトは家庭でもかなり普及してきているため、水銀ランプの廃棄方法についても

具体的に示した方が良いのではないか。

- ⇒ 水銀ランプの回収については、判断の基準 A及び備考 4 として、メーカーには水銀の使用に関する注意喚起と適切な廃棄方法に関する情報提供は必ず行って頂くこと、また備考 10 として、調達者に対し使用後は回収システムに乗せて処理して頂きたいということに記載している。

自動販売機分科会について

- ・ 判断の基準 の冷媒の代替フロンの不使用について、紙容器飲料及びカップ式飲料自販機には適用しないとあるが、備考 10 の経過措置との関係はどうなっているか。
- ・ 備考 5 の除外規定と経過措置との関係性がこの表現で正しく解釈されるか。
- ⇒ 代替フロンの不使用について、備考 5 に記載している主旨は、まず、紙容器飲料自販機、カップ式飲料自販機については、ノンフロン機が非常に少ないため適用しないということである。また、地球温暖化係数（GWP）が相当程度低いものには適用しない、という点については、一般的に使われている HFC134a は、地球温暖化対策推進法で GWP 1,300 と定められているところであるが、欧州では GWP が 4～6 程度の HFO の技術開発が進んでおり、今後、GWP が低いフロンが出てきた場合は、それに代替することができるように、このような表現としている。（事務局）
- ・ 基準本体に GWP140 以上のものを使用しないことと書けないか。
- ⇒ 地球温暖化対策推進法で定義されている中で GWP が最も低いものは HFC152a（GWP140）であり、これより低いものは現段階では公的に確認されていないため、基準本体ではなく備考に定義させていただいている。（事務局）
- ・ いわゆる代替フロンという文言が入ると二重表現になる。他の代替フロンはどのようなかという議論を呼ぶことになるのではないか。
- ⇒ 過去に「ハイドロフルオロカーボン」だけではわからないと指摘があり、他の品目にも「（いわゆる代替フロン）」と括弧書きで記載している。ハイドロフルオロカーボンは、フッ素化合物の大半を含み、HFO も代替フロンに含まれると整理している。（事務局）
- ・ 希少金属類について、特に部品リユースに配慮することが重要である。自動販売機のコンプレッサーはリユース可能な設計であることを明記していただきたい。
- ・ 配慮事項 の照明の常時消灯について、「省エネの観点から」という目的を明確にする必要がある。
- ・ 「夜間周囲に照明がない場合を除き」という文言について、元々暗がりに自動販売機を設置する必要性を吟味すべき。また、配慮事項 について、マイカップを利用するような人は、むしろ家で作った飲み物をマイボトルで持って歩く場合が多いと思われる。
- ⇒ マイカップ、マイボトルについては、分科会でも議論した部分である。マイボトルは食品衛生法上、容器が機体に触れる場合は問題があるため記載しないこととした。マイカップを使うことでカップを使い捨てにしない効果があるので、記載することになった。

2. 特定調達品目及び判断の基準等の見直し（案）について

- ・ コンプレッサー系の製品、エアコン、冷蔵庫、LED などにも、レアアースなど希少金属を含む部品を持つ製品は、その部品のリユース・リサイクルを意識した設計にするというこ

- とを入れていただきたい。環境配慮設計について記載されているものもあるが、国の調達という点からメッセージ性があるため、強調して記載する方向で検討いただきたい。
- ・ 不要な装飾などを付けて再生樹脂の使用を増やすことも考えられる。バージン樹脂の使用量を減らすことの方がより重要なので、全体重量やそのうちのバージン樹脂使用量を規定する形に今後変えていくことは可能か。
 - ⇒ 方向性としては、全体重量の規定は難しいが、出来るだけ製品全体重量比の考え方に統一していきたいと考えている。（事務局）
 - ・ 日射調整フィルムの備考 4 の「冷房負荷低減効果が確認されていること」について、環境省の環境技術実証事業（ETV）では暖房も含めているが、冷房効果だけなのか。
 - ⇒ 冬季の暖房負荷の大きい地域については、飛散防止フィルムを貼るのが一般的であるように、年間のトータルでは暖房効果はほとんど期待しないことが多いため、冷房効果に限定している。（環境省）
 - ・ 第三者機関による審査という記述について、記載する場合と記載しない場合の統一した考え方を整理すべきではないか。
 - ⇒ 基本的には、グリーン購入法では第三者認証までは求めていない。日射調整フィルムの熱貫流率、可視光線透過率等は、製品製造後、試験等によって初めて確認されることになるため、品目に追加した当初から環境負荷低減効果の確認を規定してきたところである。今回、業界団体として第三者認証の取組みができていているということで、必須の基準としたいと申し出があった。（環境省）
 - ・ 日射調整フィルムの第三者認証について、業界団体に加盟していない小さな事業者にはコスト的に負担になるのではないか。第三者認証を必須とすべきか検討の必要がある。
 - ・ 「第三者により客観的な立場から審査されていること」という文言について、分野によって意味が異なると考えられるため、説明を入れてはどうか。
 - ⇒ 制服・作業服の備考 6 に記載があるように、「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、「第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう」と従前から定義させていただいており、必ずしも認証の形である必要はない。グリーン購入法では基本的に製品認証は求めないという観点から、社外の方に何らかの形で確認していただくことをお願いする形で、確認されていないものが判断の基準に適合ということにならないように、これまでも運用をしてきたところである。（環境省）
 - ・ 自己宣言、カタログ値の信頼性に疑問がある場合に第三者認証が必要になってくるということであり、本来は認証しなくともトラブルが起こらないことが理想。政府調達において社会コストのかかるシステムを進めていくことには賛成できない。
 - ・ 最終的には第三者の審査できちんとやられているのが当たり前の姿であるという解釈で、敢えて否定的に取る必要はないと考える。
 - ⇒ 第三者認証に関する記載も含め、パブコメの意見なども踏まえた上で第 4 回特定調達品目検討会において、また議論したい。

以上